

○農林水産省 告示第二号
国土交通省

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令（令和四年政令第二百九十八号）の規定に基づき、同令の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を次のように定める。

令和四年九月二十九日

（定義）

第一条 この告示において「市街化調整区域」、「建築」又は「建築物」とは、それぞれ農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第十一項に規定する市街化調整区域、建築又は建築物をいう。

2 この告示において「農林水産物等」とは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する

する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令に規定する農林水産物等をいう。

(農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設)

第二条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 農林漁業者等（農林漁業者又はその組織する団体をいう。以下この号において同じ。）が農林水産物等及びその加工品を主として一般消費者に販売する事業であつて、次のいずれにも該当するものの用に供するために当該農林漁業者等が整備するものであること。

イ 農林水産物等及びその加工品の年間売上高又は年間販売数量（以下この号及び次号において「年間売上高等」という。）のうちに農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、二十パーセント以下であること。

ロ 農林水産物等及びその加工品の年間売上高等のうちに農林漁業者等が自らの生産（農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な圧縮、運搬、乾燥、こん包、収集、切断、脱水、破碎、

粉碎、分別及び保管を含む。以下この号及び次号において同じ。）に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、五パーセント以下であること。

二 農林水産物等の年間売上高等のうちに当該施設の用に供する土地を含む市街化調整区域（当該土地が所在する市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域及び同一都道府県内の当該市町村に隣接する市町村の区域に限る。）における生産に係る農林水産物等の年間売上高等の占める割合が、七十パーセント以上であること。

三 売場面積（同一敷地内において二以上の建築物の建築又は用途の変更を行う場合にあつては、その売場面積の合計。次号において同じ。）が、二百平方メートル以下であること。

四 床面積（同一敷地内において二以上の建築物の建築又は用途の変更を行う場合にあつては、その床面積の合計）から売場面積を除いた面積が、当該売場面積の五十パーセント以下であること。

附 則

この告示は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律

（令和四年法律第五十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。